

令和7年度分 市民税・県民税 国民健康保険税 申告説明書・記入例

申告の期限は3月17日(月)までです。忘れずに申告してください。

正しい申告をしていただくため、この説明書に所得の計算方法及び申告書の記入例などを記載しておりますが、分からないことやお尋ねになりたいことがありましたら、下記までお問い合わせください。

◎ 大洲市役所税務課 市民税係 電話(0893)24-1711
(内線129～132)

○ 長浜支所 電話(0893)52-1111
○ 脇川支所 電話(0893)34-2311
○ 河辺支所 電話(0893)39-2111
(土・日・祝日は閉庁日です。)

I 所得金額等の説明

1 所得金額の算出方法

所得金額＝収入金額－(必要経費＋専従者給与(控除)＋特別控除)

・ 収入金額 …… 令和6年中に収入のあった金額および収入が確定した金額の総額をそれぞれの所得種類の欄に記入してください。

・ 必要経費 …… 収入を得るために要した経費を記入してください。ただし、生活費(衣食住費・教育費などの家事上の費用)は含まれません。また、事業専従者がある場合はその給与額または控除額を申告書裏面の「11事業専従者に関する事項」の欄に記入してください。

2 所得の種類

① 営業等 …… 卸売・小売・製造・修理・料理・飲食・建設業などの所得、または大工・左官・司法書士・医師・保険外交・その他の外交などの所得。

※ 収支内訳書(一般用)を添付してください。

② 農業 …… 農作物・果樹・養蚕・酪農品などの生産による所得。

※ 収支内訳書(農業所得用)を添付してください。

③ 不動産 …… 貸家・貸事務所・貸店舗・アパート・貸地・貸駐車場などの所得。

※ 収支内訳書(不動産所得用)を添付してください。

④ 利子 …… 総合課税を選択した預貯金や公社債などの利子所得。

⑤ 配当 …… 株式の配当・出資の配当・剰余金の分配などの所得。

⑥ 給与 …… 俸給・給料・賃金・歳費・賞与または労働収入(日雇・出稼等)のある方は、裏面の表に従って所得を算出してください。

⑦ 雑(公的年金等) …… 公的年金(恩給・国民年金など)がある方は、裏面の表に従って所得を算出してください。なお、遺族年金・障害者年金などの非課税の年金はここに含まれません。

⑧ (業務) …… 原稿料・講演料・食料品の配達などの所得。

⑨ (その他) …… 互助年金・生命保険等の年金などの所得。

⑪ 総合譲渡・一時

(総合譲渡) …… 機械装置・ゴルフ会員権・貴金属など土地建物等ならびに申告分離課税の対象となる株式等以外の資産の譲渡による所得。特別控除額は、通常の場合50万円です。ただし、その年分の譲渡益(短期と長期が両方あるときはその合計額)が50万円未満のときはその額を限度とします。

短期譲渡 …… 資産の取得の日以後譲渡の日までの保有期間が5年以下であるもの。

長期譲渡 …… その取得の日以後譲渡の日までの保有期間が5年を超えているもの。

(一時) …… 継続的行為から生じたものでなく、生命保険契約の満期金・一時金、競馬・競輪の払戻金など、一時的な性質をもっている所得。特別控除額は、50万円(収入金額から必要経費を差し引いた残額が50万円より少ない場合はその残額)です。

○ 給与所得の計算

A 給与等の収入金額	円
申告書の力に上記Aの金額を転記してください。	
A の 金 額	給 与 所 得
～ 550,999	0 円
551,000 ～ 1,618,999	A-550,000 円
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000 円
1,628,000 ～ 1,799,999	A÷4 (千円未満の端数切捨て) B×2.4-100,000 円
1,800,000 ～ 3,599,999	B B×2.8-80,000 円
3,600,000 ～ 6,599,999	000円 B×3.2-440,000 円
6,600,000 ～ 8,499,999	A×0.9-1,100,000 円
8,500,000 ～	A-1,950,000 円

Aを上記の表にあてはめて計算し、申告書⑥に転記してください。

○ 公的年金等に係る雑所得の金額

A 公的年金等の収入金額		円		
申告書のキに上記Aの金額を転記してください。				
区分	Aの金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		～1,000万円	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和三十一年一月二日以後生まれの方	～1,300,000	A-600,000 (マイナスの場合は、0円)	A-500,000 (マイナスの場合は、0円)	A-400,000 (マイナスの場合は、0円)
		円	円	円
	1,300,001～4,100,000	A×75%-275,000	A×75%-175,000	A×75%-75,000
		円	円	円
	4,100,001～7,700,000	A×85%-685,000	A×85%-585,000	A×85%-485,000
		円	円	円
昭和三十一年一月一日以前生まれの方	7,700,001～10,000,000	A×95%-1,455,000	A×95%-1,355,000	A×95%-1,255,000
		円	円	円
	10,000,001～	A-1,955,000	A-1,855,000	A-1,755,000
		円	円	円
	～3,300,000	A-1,100,000 (マイナスの場合は、0円)	A-1,000,000 (マイナスの場合は、0円)	A-900,000 (マイナスの場合は、0円)
		円	円	円
	3,300,001～4,100,000	A×75%-275,000	A×75%-175,000	A×75%-75,000
		円	円	円
	4,100,001～7,700,000	A×85%-685,000	A×85%-585,000	A×85%-485,000
		円	円	円
	7,700,001～10,000,000	A×95%-1,455,000	A×95%-1,355,000	A×95%-1,255,000
		円	円	円
	10,000,001～	A-1,955,000	A-1,855,000	A-1,755,000
		円	円	円

Aを上記の表にあてはめて計算し、申告書⑦に転記してください。

○ 所得金額調整控除

あなたが次の1又は2に該当する場合給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 1 給与収入金額が850万円超え次のア～ウのいずれに該当する場合
ア あなたが特別障害者に該当する
イ 年齢が23歳未満の扶養親族を有する
ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除＝(給与収入額 (※1) - 850万円) ×10%

※1 1,000万円を超える場合は1,000万円を限度

- 2 給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除＝給与所得(※2)+
公的年金等雑所得(※2)-10万円

※2 10万円を超える場合は10万円

II 所得から差し引かれる金額等の説明

⑬ 社会保険料控除(支払保険料は全額控除されます。)

令和6年中に支払った健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・雇用保険料・厚生年金・国民年金・農業者年金などの社会保険料をいいます。

注意：領収書または支払証明書を添付してください。

⑭ 小規模企業共済等掛金控除(掛金は全額控除されます。)

令和6年中に支払った小規模企業共済等掛金または地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金、確定拠出年金の個人型年金加入者掛金をいいます。

注意：領収書または支払証明書を添付してください。

⑮ 一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料控除の計算

令和6年中に支払った保険料の金額から、配当金などを差し引いて計算します。各保険料の新契約および旧契約ごとに計算してください。

新契約	平成24年1月1日以降に締結した一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料	円
-----	---	---

B	Aの金額		控除額	
	～ 12,000円		Aの金額	
	12,001 円	～ 32,000円	A×0.5+6,000	
	32,001 円	～ 56,000円	A×0.25+14,000	
	56,001 円	～	28,000 円	

C	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の各控除額Bの合計金額	最高70,000円	円
---	------------------------------------	-----------	---

旧契約	平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料・個人年金保険料	円
-----	-----------------------------------	---

E	Dの金額		控除額	
	～ 15,000円		Dの金額	
	15,001 円	～ 40,000円	D×0.5+7,500	
	40,001 円	～ 70,000円	D×0.25+17,500	
	70,001 円	～	35,000 円	

F	一般生命保険料・個人年金保険料の各控除額Eの合計金額	最高70,000円	円
---	----------------------------	-----------	---

申告書の⑮に上記CもしくはFの金額を転記してください。

※一般生命保険料または個人年金保険料で新契約と旧契約の両方を申告する場合の控除額は、BとEの合計金額（最高額は28,000円）となります。

注意：支払保険料や掛金の金額などが記載された証明書を添付してください。

⑯ 地震保険料控除の計算

令和6年中に支払った地震保険料を地震保険料・旧長期損害保険料に区分し、配当金などを除いてそれぞれ計算します。

旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結し、保険期間や共済期間が10年以上で満期返戻金の特約がついている保険料をいいます。

A	地震保険料（合計）	円
---	-----------	---

B	Aの金額		地震保険料の控除額	
	～ 49,999円		A×0.5	
	50,000 円	～	25,000円	

C	旧長期損害保険料（合計）	円
---	--------------	---

D	Cの金額		旧長期損害保険料の控除額	
	～ 5,000円		Cの金額	
	5,001 円	～ 15,000円	C×0.5+2,500	
	15,001 円	～	10,000円	

E	B+D（地震保険料控除額）	最高25,000円	円
---	---------------	-----------	---

申告書の⑯に上記Eの金額を転記してください。

注意：支払保険料や掛金の金額などが記載された証明書を添付して下さい。

⑰ 寡婦控除[260,000円]

あなたが下記のア又はイに該当する場合に控除されます。

事實上婚姻関係と同様の者がいる場合は対象外です。

ア 夫と離婚後に婚姻していない者で、扶養親族がおり、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の者

イ 夫と死別後に婚姻していない者、あるいは夫の生死が明らかでない者のうち、令和6年中の合計所得金額が500万円以下である者

⑱ ひとり親控除 [300,000円]

あなたが婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で下記のア～ウすべてに該当する場合に控除されます。

ア 事実上婚姻関係と同様の者がいないこと。

イ 生計を一にする子(総所得金額等48万以下)がいること

ウ 令和6年中の合計所得金額が500万円以下であること。

⑲ 勤労学生控除 [260,000円]

あなたが、大学・専門学校などの学生（定時制、通信教育学生を含む。）などで令和6年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ勤労によらない所得金額が10万円以下の場合に控除されます。（学校名を記入してください。）

⑳ 障害者控除 [260,000円]

あなたや同一生計配偶者・扶養親族が、次のいずれかに該当する場合に控除されます。

ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人

イ 知的障害者と判定されている人

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

エ 身体障害者手帳に身体上の障害が記載されている人

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている人

カ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人

キ 常に病床に就いていて複雑な介護を要する人

ク 年齢65歳以上の人で、その障害の程度が上記ア、イまたはエに準ずるものとして市町村長等の認定を受けた人

特別障害者控除 [300,000円]

特別障害者とは、身体障害者手帳に1級から2級の記載がある場合など、重度の障害者である場合。
(同居の特別障害者の場合は、さらに1人につき230,000円加算されます。)

㉑㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除(事業専従者は除く。)

あなたと生計を一にする配偶者（内縁・未届の配偶者を除く。）がいる場合、あなたや配偶者それぞれの合計所得金額に応じて、次のとおり控除を受けることができます。

あなたの所得		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	330,000円	220,000円	110,000円
	老人	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	配偶者の所得	控除額		
	48万円超95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	95万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	130万円超135万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

㉓ 扶養控除(事業専従者は除く。)

あなたと生計を一にする親族のうち合計所得金額が48万円以下の人は、控除が受けられます。

- ・老人扶養親族 1人につき 380,000円
- ・同居老親等 1人につき 450,000円
- ・特定扶養親族 1人につき 450,000円
- ・その他の扶養親族 1人につき 330,000円

☆ 老人配偶者・老人扶養親族とは、昭和30年1月1日以前に生まれた人（年齢70歳以上）をいいます。同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税義務者または配偶者の直系尊属で、同居を常況としている人をいいます。特定扶養親族とは、平成14年1月2日以後、平成18年1月1日以前に生まれた人（年齢19歳以上23歳未満）をいいます。その他の扶養親族とは、年齢16歳以上の人（平成21年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

㉔ 基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて次のとおりとなります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

㉕ 雑損控除の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B(差引損失金額)	円
D	申告書㉑+退職所得金額+山林所得金額※	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円

申告書の㉕に上記I（雑損控除）の金額を転記してください。

注意：損害に関する証明書、領収書を添付してください。

㉖ 医療費控除の計算

下記のア又はイの選択適用となります。

ア 通常の医療費控除（最高200万円）

あなた又は、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を払った場合。

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	申告書㉑+退職所得金額+山林所得金額※	円
E	D×0.05	円
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C-F(医療費控除額)	円

申告書の㉖に上記Gの金額を転記してください。

注意：医療費控除の明細書を添付してください。

ただし、医療費通知（医療費のお知らせ等）を添付すると明細書の提出を省略できます。

イ 医療費控除の特例【セルフメディケーション税制】
(最高88,000円)

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い令和8年12月31日までにあなた又は、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合。

A	特定一般用医薬品等購入費の金額	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	C-12,000円(医療費控除の特例における額)	円

申告書の㉖に上記Dの金額を転記し、区分欄に1を記入してください。

注意：①セルフメディケーション税制の明細書の添付、
②一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示をして下さい。

Ⅲ その他の説明

1 ㉕㉖の説明中にある※部分について

分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計金額を加算して計算します。

2 申告内容についての特記事項欄について

収入が給与のみで、年末調整を済まされている方は勤務先名を、学生の方は学校名を記入してください。また、その他連絡事項がありましたらご記入ください。

3 事業専従者控除について

生計を一にする配偶者や、その他の親族（15歳未満の者を除く。）であなたの経営する営業・農業などに、令和6年中6か月を超える期間従事した人があれば控除できますので、申告書裏面の11欄に記入してください。

控除額は、専従者1人につき50万円（配偶者86万円）が上限です。ただし、所得金額を専従者の数に1を加えた数で除した金額が、上記金額に満たない場合は、その除して得た金額が専従者控除額となります。

4 分離課税の申告について

土地建物の譲渡等で分離課税に関する申告については別様式による申告となります。

5 個人番号の記載について

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）を記載してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。（記入事項がない場合でも必ず裏面も提出してください。）

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

※この申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要があります。

月	日	給	勤務 日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」	収 入 金 額	必 要 経 費	青色申告特別控除額
農業	大洲市阿蔵	5,900,000 円	2,800,383 円	0 円
不動産	大洲市大洲	72,000	5,300	0

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」	支払確定年月	収 入 金 額	必 要 経 費
		.	円	円
		.		
		.		
		.		
			国 外 株 式 等 に 係 る 外 国 所 得 税 額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」	収 入 金 額	必 要 経 費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 金 額 (収入金額－必要経費)	特 別 控 除 額	所 得 金 額 (差引金額－特別控除額)
	長期	円	円	円	円	円
一 時		2,352,600	1,600,000	752,600	500,000	252,600
ニ 合 計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2]						126,300

右上のイの金額を表面の㊦に、ロの金額を表面の㊧に、ハの金額を表面の㊨に記入してください。
右のニの金額を表面の㊩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	オオズ タロウ	続 柄	子	生年 月 日	H1.10.22	専従者給与 (控除) 額	500,000
1 氏 名	大洲 太郎						
個人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5					従事月数	12か月
フリガナ		続 柄		生年 月 日		専従者給与 (控除) 額	
2 氏 名							
個人番号						従事月数	
フリガナ		続 柄		生年 月 日		専従者給与 (控除) 額	
3 氏 名							
個人番号						従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり	承認なし	合計額	500,000

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開 始 ・ 廃 止		
開 廃 業	月 日	
□ 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	オオズ タケコ	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	住 所	松山市〇〇町〇〇	国 外 居 住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
1 氏 名	大洲 竹子						
フリガナ		個人番号		住 所		国 外 居 住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
2 氏 名							
フリガナ		個人番号		住 所		国 外 居 住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
3 氏 名							

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	
条 例 指 定 分	都 道 府 県
	市 区 町 村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		続 柄	生 年 月 日	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
氏 名						
個人番号						

16 申告内容についての特記事項

--